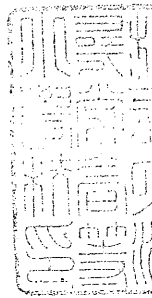


龜谷和漢備身訓
五



俗
修
第 五 號
共 拾 冊
年 月 日 備付

共 拾

K1101
190
4



和漢脩身訓卷五

第一章

龜谷行著

○天祖統を垂れ。天孫繼承し。三器を奉
志。以て宇内を照臨し。皇統縣縣として。
天壤と窮りなく。實小天祖命ぜる所の
如し。是神州の萬國小冠たるゆゑん。君
臣の義尤重き所なり。藤田幽谷語
及門遺範



○君王に忠し。父母に孝し。師長を尊む。夫婦和し。兄弟友し。朋友信あり。親族は篤く。郷黨に睦し。此數の者ハ。人倫の根本なり。須らく逐一小力行を盡し。若し近を捨て。遠より求め。本を棄て。末を務むるハ。善とせざるは足らぬ。願體集

○孝弟を以て本と為し。忠義を以て主と為し。廉潔を以て先と為し。誠實を以

て要と為し。事に臨みて。人ふ一步を譲らば。自ら餘地あり。財に臨みて一分を放寛をまきば。自ら餘味あり。明高忠憲語易知編

○毎日夙に起き。家庭を掃除し。先父母の氣色を候ひ。飲食の好む所を問て。之を進め。求むることあらば。之を奉じ。勉めて其歡心を盡さべし。貝原益軒語

○子ハ。親を悦ぶを以て孝と為す。家

ハ窘迫をとも。父母の面前に在りて。窮
を愁へ。苦を説く。履をうらげ。亦是志を養
ふの一節あり。易知編引
身世準繩

○高年の人。事を作せしこと。嬰孺の如き
あり。錢財の微利を得るを喜び。飲食果
實の小惠を喜び。孩兒と玩狎するを喜
ぶ。子弟よる者。能此を知りて。其意又順
適せむ。其歡を盡し。履を素氏
世範

○家庭の内。兄弟の間。和氣以て祥を致
し。履を。而して和を致すの法。唯容忍ぶ
ふ在り。見まども。見ざるが如く。聞々ど
も。聞らざるが如く。みまば。小忿小利。自
ら以て之を動はし。足らば。願體
集
○父母遺を所の幼弟ハ。兄長よる者。之
を撫づること。子の如く。曲さし。其飲食
教誨の事を盡し。之をして成立し。至ら

志む_レ養_レ。幼弟の長兄を待_レ。小至て_レハ之
小事ること父の如く。決して其撫養教
育の恩を忘る_レ。養_レら_レ。易知編引
身世準繩

○父母ハ諸子の中。獨貧き者あま_レバ。往
往之を念ひ。常々憐恤を加_レ。飲食衣服
の分ち。或は偏私を_レる所あり。子の富め
る者。或ハ獻_レざる所あれ_レ。轉_レじて以て
之_レと與ふ。此乃_レ父母均一の心なり。子_レ

富める者。或ハ以て怨と為_レ。未_レ之を
思_レむ_レ。若_レ我をして貪_レら_レめ_レ。バ。
父母亦此心を。我_レと移_レさん。世
○骨肉の歡を失ふ_レ。至微_レ本_レ。終_レは
解_レくべ_レ。ら_レざる_レ。至る者あり。是_レ歡を
失ふ_レ。後各自_レ自ら氣を負_レひ。肯て先づ氣
を下_レさ_レ。る_レ。由_レる_レ。朝夕群居_レ。相
失ふ_レ。こと無_レき能_レむ_レ。相失_レ。後一人

能^レ先づ氣を下^レ。之と話言せば。彼此應答。遂又平時の如くあらん。同上

○古より。人倫ハ賢否相雜^レる。或ハ父子みふ賢あらじ。或ハ兄弟とふ令^レらず。或ハ夫流蕩^レ。或ハ妻妒婢あり。一家都て此の患ふき者あり。譬へば身よ瘡痰疣贅あるが如し。甚^ク惡むべしと雖も。決して去る處^レらざ。惟^ニ當^レ又寛懷^スたれ

を處^レ。從容ときを喻^スべし。 畜徳録

○人。其兄弟叔姪。及び婚姻親黨の間。於て。猶私意を以て之を行ひ。陰謀詭計。利を己^ニ求む。禍を得ること最^モ速^クなり。蓋^シ人の不仁。是^レみ至りて益^ク甚^ク。抑^ク人を利せんことを思ふ者ハ。人恒^ニ之を利^ス。人を害^スる者ハ。人恒^ニ之^レを害^ス。他人尚^ホ爾^レり。況^シて所親をや。 張揚園訓子語

第二章

○今人の病痛ハ。只是_レ一箇の傲の字。千罪百惡。皆傲より生じ。謙抑ハ。乃是_レ對症の藥あり。謙抑ハ。但外貌の恭敬の之からじ。其自ら視ること。歆然。已_レ不足の處あり。不是の處あるを見て。纔小よく。已_レを虚くして益を受く。明王陽明語

○余毎又寒士の將小達せんとするを

見るよ。必_ス一段謙光の氣あり。恟恟欸欸として。敢て人よ先だくじ。或ハ侮を受けて答へず。或ハ謗を聞て辯ぜじ。人之を見て。愛_ト益_ク。敬_ト益_ク。明素坤儀語習是編

○人の病。好て其長を談ぶるよ在り。功名よ長ぜる者ハ。動もたきバ。輒功名よ誇り。文章よ長ぜる者ハ。動もたきバ。輒文章よ誇る。此皆其長ぜる所を露む。

其長せる所を養ふ能はざる者あり。唯智者言えず。故不能く其長を保つ。明王耐 軒語畜

録徳

○人の短を説きて己が短を護し。己が長小誇りて人の長を忌む。皆心を存するの厚ららば。識量の太狭きよ由るべし。よく此弊を去らば。以て徳小進まべし。

。穀詒彙引
省心集要

第三章

○毀譽榮辱の來る。獨以て其心を動らさざるのみあらば。且之を資り。以て切磋砥礪の地と為し。故小君子ハ入るとして自得せざるこそあし。若譽を聞て喜び。毀を見て戚まば。其何を以て君子と為さん。王陽 明語

○凡遭ふところの患難變故。屈辱讒謗

拂逆の事ハ。皆天の吾ダ才を老^レむる
 也。忍ん砥礪切磋の地^ニあらざるハ
 一。君子當^レ之を處^スる所以を慮^ルる
 一。徒らふ之を免^スさんと欲^スるハ。不可^ク
 一。り。佐藤一齋語

○凡大硬事^ニ遇^フむ。急^ニ剖決^スる^ル
 一。とを用^フぬ。姑^ク之を舍^クく^ル。一夜枕上
 一。み於て粗^ホ之を商量^ス。思^ヒを齋^ヒらして寢

ね。翌旦清明
 一。此時不及^テ。
 一。續い^ク之を
 一。思惟^セむ。必^ズ
 一。恍然として。
 一。一條の路を
 一。見て。義理自
 一。然^リ小湊泊^ル。

高忠憲公



然る後徐チ々よ之を區處トきバ。大概錯悞を致さジ。同上

○事を處スる。最モ熟思緩處ト急ス。熟思ト急スバ。其情を得。緩處ト急スバ。其當を得。最モ輕忽忙亂トべウらズ。至微至易の者と雖も。皆慎重を以て。之を處スるヲ急ス。是ヲ習ス編

○凡、人の事を謀るや。日用至微の者と

雖も。亦齟齬シて成り難く。或ハ幾ど成て敗ス。既チ不敗れて復シ成る。然る後。其成るや永久平寧。復シ後患ナク。偶ニ然成り易シきト。後ニ必ズ意の如くナらざる者あり。此理を静思せむ。以て懷を寛くスべシ。世ノ範

第四章

○文中子曰く。家を御スるヲ。四ヲを以て

教ふ。勤儉恭恕と。夫き勤むまむ功あり。儉なきむ用を足し。恭なきは侮らば。恕なきむ怨ふし。この四の者ハ一を缺く。屋のらば。名門右族も。祖先の勤儉恭恕。小由り。以て之を成さざるハ莫く。子孫の怠頑奢傲ハ由り。以て之を取らざるハ莫し。故ハ家ハ教ふる者也。恩を以て義哉廢すべからむ。教諭

○興盛の家。長幼和協多し。蓋求むる所皆遂げ。争ふ所なけまむ也。破蕩の家。妻子未嘗て過あらば。而して家長毎小責め罵ること多し。此他か。衣食給せば。忿を積て發する所なし。惟妻子の間ハ施すべきの。妻子能此を知らば。尤當_ト奉承_ト也。世範

○主人ハ一家の模範なり。我能勤めむ。

衆何敢て情らん。我よく儉ふらば。衆何敢て奢らん。我よく公ふらば。衆何敢て私せん。我よく誠ならば。衆何敢て偽らん。
願體集

○家の主よる者へ。其身を修め。其家を興を以て。志とふ。父祖の遺産を失はざるを以て。孝と為を盡し。天災よりて。財産を失ふへ。人力の能く及ぶ所

よ非也。己不肖小して之を失ひ。或ハ之を減耗せるい。大ぬる不孝と謂ふを盡し。

貝原家道訓

○主人の奴婢を使ふ。常よ禮法を嚴くを盡し。禮法忽せなきは。侮りて罪を犯し易し。故ふ彼をして侮らぬ。怠ら志めざるを要し。然れども。不慈小して。彼を苦むべからば。同上

○權家の奴僕ハ。主人の權威を挾きて。賓客を侮り易し。主人よる者。心を用ゐて無禮を戒むべし。賓客或ハ之を惠て。其主人を誹る小至らん。家道訓

○明の陳確修曰く。此輩唯智慧あり。故小奴僕とある。若亦智慧あらば。下賤と為らざと。此を以て心よ存せむ。自ら苛求するよ至らば。丹桂籍

○祖父遺を所の老僕。多く世故を閱歷し。事情を諳練し。能幼主の為めよ力を出さ者あり。宜く之を厚待を盡し。疾病あらば。尤體恤を盡し。其耄老よ因りて。厭惡を生ぜ盡らば。易知編引 眞衡侯言

第五章

○周武王の鑑乃銘小曰く。爾前を見て。後を慮る。真西山曰く。鑑ハ甚だ明か

り。と雖も。面を見て。背淺見也。猶吾が一
 心明ある所あるも。亦蔽ふ所あるが如
 し。患へ常々照察せ及むべし。所は伏し。
 過へ常々思慮の周らざる所は生じ。
 故に聖人と雖も。常々之を憂ふ。初學
知要
 ○司馬溫公曰く。夫儉なきは欲寡し。君
 子欲寡はれば。物は役せらまじ。以て道
 を直くして行ふ也。小人欲寡はまじ。

能、身を謹み。用を節ふ。罪は遠かり。家
 を豊かに。侈れば欲多し。君子欲多しを
 む。富貴を貪り慕ひ。道を枉げ。禍を速く。
 小人欲多ければ。求多く。用を妄り。一
 家を敗り。身を喪ふ。同上
 ○一切の事。俱に儉朴誠實を要し。浮華
 を學ぶ處をらざ。蓋し浮華は一時を光耀
 せし。雖も。究し不實事不益なり。人の名を

敗り禍を得る者。都て奢侈の致す所由る。知世事。

○凶人貪冒。耻ること無く。處に隨て必。小利を占めんと欲し。人も亦之を畏る。獨怪む。終身占むる所の小利。必。一事を以て。盡く之を喪ひ。更に其占めし所の數に過ぐ。吉人も分を守り。理不循ひ。敢て妄り。又為さざ。人亦之を欺き。之を侮

る。然まども冥冥の天。必將。不。大福の事を以て。之を補えんとす。或は其身に及び。或は其子孫に及ぶ。往轍を歴觀せらる。然らざる者。邪し。人生必讀書

○過ちを改むる者。第一恥心を發せしむることを要す。思ふに。古の聖賢も。我と同一く丈夫あり。彼何を以て。百世師とすべく。我何を以て。一身瓦裂也。私に及ぶ

義を行ひ。人知らざると謂ひ。傲然として
愧ること無くば。將さよ日よ禽獸よ淪
とて。自ら知らざらんとす。丹桂籍

○老成人。事を更ること多しといひ。後生。
天資聰明ありと雖も。見識終よ及むざ
ると空あり。後生。都て老成を以て迂濶
とし。其規誡を聴くふとを厭ふ。後生年
齒漸く長し。事を歴ること漸く多きよ

及て。方よ老成の言。以て佩服すべきを
悟る。然まども。已よ險阻艱難。備さよ嘗
めし。後よ在世。範

○人生世小於て。未タ心力を勞せざる者
あらば。或い心を勞して。力を勞せば。或
ハ力を勞して。心を勞せば。若シ心を勞せ
ば。まよ力を勞せざば。乃チ饑チ芋無用の人
なり。神瑜

○疎懶ハ。第一事を害以。一旦。脉懈り筋弛めバ。便生^チを謀るも。亦恐らくハ給せじ。何ぞ况んや其他をや。故不^レ凡。志ある者ハ。決して空間の日月あら志め^レ。知^易

編引座
右編

第六章

○程伊川曰く。近世人情淺薄。相歡狎^ニを以^テ相與^シ。以^テと為^ス。圭角ふきを

以て相歡愛^ニと為^ス。此の如き者。安んぞ能久^クからん。若久^クを要せむ。須らく是恭敬ふる^レ。君臣朋友。皆當^テ是を以て主と為^ス。古學彙纂
○人と相處る。情投^リ意合ふとも。亦狎る^レこと。甚^クを^レ。笑語戲謔の際。必當^テ不節ある^レ。易知編引 心鑑錄
○徳盛んふる者ハ。その心和平。人皆交

るべきを見
る。徳薄き者
も。其心刻傲。
人皆鄙むべ
しを見る。人
を觀る者。其
許可せる所
多きを者き



周武王

む。其徳の厚きを知り。其許可せる所の
少た我者れば。其徳の薄きを知れ。人生必讀書
○聖人の心。唯人の惡小入らんことを
恐る。故人の惡を言ひ。以て惡事を為
すの念を動すことを欲せば。唯人の善
小入らんことを欲す。故小毎善事を
稱述し。聞く者をして欣慕して。之を效

ハ志む。明王少湖
語易知編

○凡人乃君子不近づきて。小人不遠ざ
 くらんと欲する者ハ。君子の言。多くハ
 長厚端謹あり。此言先吾ガ心ヲ入まむ。
 事不臨む。及び。自然。長厚端謹。出
 づ。小人此言。多くハ刻薄浮華あり。此言
 先吾ガ心ヲ入まむ。事。臨む。及び。自
 然。刻薄浮華。出づればあり。世範
 ○明の孫子度曰く。天下極て詐り。極く

險あるの人ハ。吾至誠を以て之を待
 べ。其險詐も。將。用ぬる所あらんと
 す。而して。亦相感して。以て誠あらん。若
 機智を以て。之を禦がむ。愈。其潰決を甚
 しくする也。張揚 園集
 ○凡人を諫むる。遠。其過を指さるる
 らば。必ず須らく先づ其長を美さるる。
 蓋人喜べハ。言入り易く。怒まハ。言入り

難格言 聯璧

○天下は全才あり。此は長せる者ハ彼
小短し。備らんことを一人は求むること
勿き。如其短き所を惡みて。其長せる
所を忘れむ。是を才を棄とふ也。故は人
哉用ぬふい。一善を廢せば。一才を捨て
ば。然きども佞奸凶惡なる者も。才能あり
と雖も。亦君子比容まざる所あり。貝原

益軒語 慎思錄

○諂諛の言ハ。耳ハ入り易し。人諂諛を
以て我は進むる者也。未必しも正人か
らば。彼將は我は取ること有らんとす
る也。宜く意を加へと。之を防ぐ難し。規
諫の言ハ。耳ハ入り難し。人規諫を以て
我は進むる者ハ。此誠は君子あり。彼實
ハ我は益あり。宜く細心之を聽くべし。

○我が過を攻むる者へ。未_レうならんも。皆過なきの人ならん。苟_クも過なき人。我を攻むる我求めむ。終身過を聞くことを得ん。我當_ヤ其我を攻むるの益_ニ感_ズん。彼が過あると。過なきと。何ぞ計る_ニ暇あらんや。呻吟語

○直友む得難_シ。而して吾又拒む_ニ。過

を諱むの聲色を以てす。佞人少からん。而して吾又接_スる_ニ。諛を喜ぶの意態を以てん。嗚呼。日_ニ不惡_ニ入らざらん。と欲_スん_ニ難_シ。同上

○死友は過_ヲを彰_スん。此_ハ是_レ第一_ニ不仁なり。生て之_ニ告_グる_ニや。其能_ク改_ムる_ニを望_ム。彼之_レ我聞_カず_ニ及_バず_ニや。尚_ホよく自ら白_スん。死して之_ニを彰_スん_ニ。何の為

ぞや。實過ありと雖も。吾。為め。之を掩
もん。同上

○明の胡師蘇曰く。人。過失ありて。其の
改悟せんことを欲せば。只宜しく静僻
の處に於て。面のあたり其人と。委曲之
を言ふ處し。我。口を出て。彼。耳小入
り。方。是相愛し相成の意あり。彼も
亦感ぜべし。若。他人に向ひ。聲揚已まば。

或ハ衆ニ對して面責せむ。彼。必樂まむ。
且。或も強辯して従ふせず。畜徳録

○王陽明曰く。昔人言ふこと有り。何を
以て謗りを止ん。曰く。辯ぢる無のまじと。
故。其事あらむ。辯ぢるらば。其事無
くバ。必ぢるも。辯ぜむ。其事なくく之
を辯ぢるも。是。自ら謗る也。其事有りて。
之。故。辯ぢるも。是。己。惡を増し。人。此

怒を甚しくする也。皆自ら修めて。物故
平のよめる所以又非ず。同上

○忿怒の際。人此隠諱の事を指て。其父
祖の惡を暴まを可うらむ。吾が一時怒
氣の激する所。必その切實を指く。之を
言まんと欲ひ。知らば。彼の怨恨。深く骨
髓又入るを。古人謂ふ。人を傷むる此言
を。予載より深くと。同上

○親族隣里に。居處甚近。凡養畜の侵
害する。僮僕の争競する。言語行事の錯
悞する。執免ること能む。但己又反
省し。人を責むることなくんむ。能交を
久しくは。險。若遽う又嗔怒を生ず。彼
此俱又相下らざるとまむ。仇怨終了
る時おけん。習是編

和漢脩身訓卷五 終



明治十五年三月廿八日 板權免許
 同年六月十八日出版
 同年九月十八日再版御届
 十四枚十八枚
 内各一条改
 正

著者出板人

發兌人

東京府士族
 光風社長

龜谷行

東京神田區金
 澤町十一番地

大坂北久太郎町

柳原喜兵衛

同 備後町甲目
 梅原龜七

同 本町甲目
 岡島真七

同 南本町
 中辻堂支店

東京馬喰町
 石川治兵衛

定價八錢

龜谷
行著
和漢脩身訓
六



修
第 五 號
共 拾 冊
年 月 日 備付

五

共
拾

K110.1
190
6